



薬食監麻発0727第1号
平成24年7月27日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして
厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について

今般、医薬品が新たに承認されることに伴い、平成24年厚生労働省告示第458号により、
薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第43条第1項の規定に基づき検定を
要するものとして新たな医薬品の指定をするため、法第43条第1項の規定に基づき検定を
要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和38年厚生省告示第279号。以下
「検定告示」という。）を別添のとおり一部改正したので、下記の改正要旨等について御
了知の上、貴管下関係業者等に対する周知徹底及び指導に遺漏なきを期されたい。

なお、国立感染症研究所長、国立医薬品食品衛生研究所長、各地方厚生局健康福祉部長、
独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、日本製薬団体連合会会長、一般社団法人日
本ワクチン産業協会理事長及び一般社団法人日本血液製剤協会理事長あてに当該通知の写
しを送付したことを申し添える。

記

1 改正要旨

沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンが承認
されたことに伴い、当該医薬品を法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとし
て指定し、その手数料、試験品の数量及び検定基準を定めたこと。

2 適用時期

公布日（平成24年7月27日）



3 標準処理期間

沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンの検定に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の規定による標準処理期間（以下単に「標準処理期間」という。）は、以下のとおりとすること。

- ① 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液（中間段階） 40日
- ② 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液（中間段階） 60日
- ③ 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンに使用するポリオウイルス3価混合原液（中間段階） 110日
- ④ 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチン（最終段階） 130日

なお、現在、薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして指定されている医薬品に係る標準処理期間は別紙のとおりであるので、参考にされたい。

沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ボリオ(セーピン株)混合ワクチン キソノイド原液につき 117,800円	沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ボリオ(セーピン株)混合ワクチン キソノイド原液につき 117,800円
小分け製品の10倍濃度に希釈したボリオ ウイルス3価混合原液 内容量が80mLのもの2本 763,500円	小分け製品の10倍濃度に希釈したボリオ ウイルス3価混合原液 内容量が80mLのもの2本 763,500円

の1回を用いて。

沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ボリオ(セーピン株)混合ワクチン(中間段階)

生物学的製剤基準のジフテリアトキソイドの条の3.1.3(3.1.3.1を除く。)、破傷風トキソイドの条の3.1.3及び沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ボリオ(セーピン株)混合ワクチンの条の3.2.4(3.2.4.2、3.2.4.3及び3.2.4.4を除く。)に規定する試験法によるものとする。ただし、生物学的製剤基準のジフテリアトキソイドの条の3.1.3(3.1.3.1を除く。)及び破傷風トキソイドの条の3.1.3に規定する試験法による場合の試料は、最終マルクと同濃度となるようにして、生物的製剤基準のジフテリアトキソイドの条の3.1.3(3.1.3.1を除く。)及び破傷風トキソイドの条の3.1.3に規定する試験法による場合の試料は、最終マルクと同濃度となるようにして、生物的製剤基準のジフテリア破傷風不活化ボリオ(セーピン株)混合ワクチン(最終段階)

沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ボリオ(セーピン株)混合ワクチン(最終段階)

生物学的製剤基準の沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ボリオ(セーピン株)混合ワクチンの条の3.3.3、3.3.5、3.3.7、3.3.8、3.3.9及び3.3.10に規定する試験法によるものとする。

○國分油脂卸販賣部(昭和三十四年五月三十日) 脂肪・植物油等の販売並びに國分油脂卸販賣部(昭和三十五年五月三十日)の1箱を次の通り記載す。

半盛(十回分)二十回分(二十回分)

國分油脂卸販賣部(昭和三十四年五月三十日)の1箱を次の通り記載す。

半盛(十回分)二十回分(二十回分)

別表第一の一中(188)を(190)へ、(140)から(187)までを(142)から(189)へ、(139)を(140)へ、その次に次のようになります。

(141) バクテリタキセル(人血清アルブミンを含有するものに限る。)

(138) 青森県第一中(139)を(138)へ、(118)を(137)へ、(119)を(138)へ、(117)の次に次のようになります。

(118) 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ボリオ(セーピン株)混合ワクチン

(1) 自家軟骨生細胞

農林水産省告示第十八四五十九号 農業取締法(昭和三十三年法律第二十一号)第11条第1項の規定による、平成三十四年四月二十四日付 けをもつて次の農業を登録し、同法第6条の7の規定による公取扱い。	登録番号 農業の種類 農業の名称 製造者又は輸入者の氏名及び住所 23066 インダジフラム水和剤 スペクタクルフルアブ 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 バイエルクロップサイエンス株式会社 代表取締役 キャビンマーチャント
○農林水産省告示第十八四五十九号 農業取締法(昭和三十三年法律第二十一号)第11条第1項の規定による、平成三十四年四月二十四日付 けをもつて次の農業を登録し、同法第6条の7の規定による公取扱い。	登録番号 農業の種類 農業の名称 製造者又は輸入者の氏名及び住所 23067 ヴニコナゾールP複合 スマッシュA 14 東京都中央区新川二丁目27番1号 エコアグロ株式会社 社長 貞和之 半盛(十四年七月一十七日) 肥料
○農林水産省告示第十八四五十九号 農業取締法(昭和三十三年法律第二十一号)第11条第1項の規定による、平成三十四年四月二十四日付 けをもつて次の農業を登録し、同法第6条の7の規定による公取扱い。	登録番号 農業の種類 農業の名称 製造者又は輸入者の氏名及び住所 23068 ヴニコナゾールP複合 スマッシュA 21 農林水産大臣 総司 半盛(十四年七月一十七日) 肥料
○農林水産省告示第十八四五十九号 農業取締法(昭和三十三年法律第二十一号)第11条第1項の規定による、平成三十四年四月二十四日付 けをもつて次の農業を登録し、同法第6条の7の規定による公取扱い。	登録番号 農業の種類 農業の名称 製造者又は輸入者の氏名及び住所 23069 ボーベリア パシアード ポタニガード水和剤 農林水産大臣 総司 半盛(十四年七月一十七日) 農業の種類 農業の名称 製造者又は輸入者の氏名及び住所 23070 ペンデイタルリンマイ キヤップアクリア クロカブセル剤 東京都中央区明石町8番1号 アリストラサイエンス株式会社 代表取締役 半盛(十四年七月一十七日) 成尾友里 23071 トルクロホスメチル・ダブルイーグル フラストビル水和剤 東京都中央区八丁堀四丁目5番4号 化分裂リーン株式会社 代表取締役 野口 半盛(十四年七月一十七日) 東京都港區六本木六丁目19番1号 S.P.J.YAHAN株式会社 代表取締役社長 半盛(十四年七月一十七日) 成尾友里 23072 屋着剤 アイヤーエース 引導板 農林水産大臣 総司 半盛(十四年七月一十七日) 東京都港區赤坂四丁目2番19号 エヌシヨウ株式会社 代表取締役 アグロ 半盛(十四年七月一十七日) 農業取締法(昭和三十三年法律第二十一号)第11条第1項の規定による、平成三十四年四月二十四日付 けをもつて次の農業を登録し、同法第6条の7の規定による公取扱い。
○農林水産省告示第十八四五十九号 農業取締法(昭和三十三年法律第二十一号)第11条第1項の規定による、平成三十四年四月二十四日付 けをもつて次の農業を登録し、同法第6条の7の規定による公取扱い。	登録番号 農業の種類 農業の名称 製造者又は輸入者の氏名及び住所 23073 d-リモネン乳剤 オレンジパワー 東京都中央区東日本橋一丁目1番5号 株式会社エス・ディー・エス・バイオ テック 代表取締役社長 安田誠 半盛(十四年七月一十七日) 化学会社 代表取締役社長 半盛(十四年七月一十七日) 東京都港区赤坂一丁目5番2号 三井金井健彦

(別紙) 医薬品の検定に係る標準処理期間

製剤	標準処理期間（日）	
インフルエンザワクチン		60
インフルエンザHAワクチン		80
沈降インフルエンザワクチン (H5N1株)	中間段階	35
	最終段階	35
乳濁A型インフルエンザHAワクチン (H1N1株)		35
乳濁細胞培養A型インフルエンザHAワクチン (H1N1株)		35
乾燥組織培養不活化A型肝炎ワクチン		100
乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
ガスえそウマ抗毒素 (ガスえそ抗毒素)		70
乾燥ガスえそウマ抗毒素 (乾燥ガスえそ抗毒素)		70
不活化狂犬病ワクチン		70
乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン		80
コレラワクチン		60
乾燥ジフテリアウマ抗毒素 (乾燥ジフテリア抗毒素)		70
ジフテリアトキソイド		70
沈降ジフテリアトキソイド		70
成人用沈降ジフテリアトキソイド		70
ジフテリア破傷風混合トキソイド		70
沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド		70
水痘抗原		40
乾燥弱毒生水痘ワクチン		60
腸チフスパラチフス混合ワクチン		60
精製ツベルクリン (一般診断用)		80
痘そうワクチン (痘苗)	中間段階	60
	最終段階	60
乾燥痘そうワクチン (乾燥痘苗)	中間段階	60
	最終段階	60
組織培養痘そうワクチン	中間段階	60
	最終段階	60
乾燥細胞培養痘そうワクチン	中間段階	60
	最終段階	60

製剤	標準処理期間(日)	
日本脳炎ワクチン	80	
乾燥日本脳炎ワクチン	80	
乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン	80	
肺炎球菌ワクチン	60	
沈降7価肺炎球菌結合型ワクチン(無毒性変異ジフテリア 毒素結合体)	60	
破傷風トキソイド	70	
沈降破傷風トキソイド	70	
乾燥はぶウマ抗毒素(乾燥はぶ抗毒素)	70	
沈降はぶトキソイド	50	
沈降B型肝炎ワクチン	80	
沈降B型肝炎ワクチン(huGK-14細胞由来)	80	
組換え沈降B型肝炎ワクチン(酵母由来)	80	
組換え沈降B型肝炎ワクチン(チャイニーズ・ハムスター 卵巣細胞由来)	80	
組換え沈降p r e - S 2 抗原・HBs 抗原含有B型肝炎ワ クチン(酵母由来)	80	
乾燥BCG膀胱内用(コンノート株)	80	
乾燥BCG膀胱内用(日本株)	80	
乾燥BCGワクチン	80	
組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン (イラクサギンウワバ細胞由来)	80	
組換え沈降4価セトパピローマウイルス様粒子ワクチン (酵母由来)	80	
経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン	70	
百日せきワクチン	100	
沈降精製百日せきワクチン	100	
百日せきジフテリア混合ワク チン	中間段階 最終段階	100 100
百日せきジフテリア破傷風混 合ワクチン	中間段階 最終段階	100 100
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用 するジフテリアトキソイド原液(中間段階)	40	

製剤	標準処理期間(日)	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液(中間段階)	60	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン(最終段階)	130	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(セービン株)混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液(中間段階)	40	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(セービン株)混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液(中間段階)	60	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(セービン株)混合ワクチンに使用するポリオウイルス3価混合原液(中間段階)	110	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(セービン株)混合ワクチン(最終段階)	130	
乾燥弱毒生風しんワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
乾燥ヘモフィルスb型ワクチン(破傷風トキソイド結合体)		60
発しんチフスワクチン		70
乾燥ボツリヌスウマ抗毒素(乾燥ボツリヌス抗毒素)		70
経口生ポリオワクチン	中間段階	160
	最終段階	70
不活化ポリオワクチン(ソークワクチン)		70
乾燥弱毒生麻しんワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
乾燥弱毒生麻しんおたふくかぜ風しん混合ワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
乾燥まむしウマ抗毒素(乾燥まむし抗毒素)		70
5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン		70
ワイル病秋やみ混合ワクチン		70
加熱人血漿たん白		50

製剤	標準処理期間(日)
人血清アルブミン	50
乾燥人フィブリノゲン	50
乾燥濃縮人血液凝固第VII因子	50
人免疫グロブリン	60
アルキル化人免疫グロブリン	60
乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン	60
乾燥スルホ化人免疫グロブリン	60
pH 4 処理酸性人免疫グロブリン	60
乾燥pH 4 処理人免疫グロブリン	60
乾燥プラスミン処理人免疫グロブリン	60
乾燥ペプシン処理人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	60
乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	60
抗HBs人免疫グロブリン	60
乾燥抗HBs人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン	60
乾燥ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン	60
抗D (Rh o) 人免疫グロブリン	50
乾燥抗D (Rh o) 人免疫グロブリン	50
抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥抗破傷風人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥濃縮人アンチトロンビンIII	60
人ハプトグロビン	60

(備考) 再拔取り、再試験に要する期間を含まない。